

■0～2歳児 所得階層別助成上限額表

0～2歳児の世帯は『市民税額』により助成額が決まります。未申告等により『市民税額』が確認できない場合には**別途申告が必要になります。**

各月初日の入所児童の属する世帯の階層区分				助成額					
				認証保育所・認可外保育施設 (企業主導型保育施設除く)			企業主導型保育施設		
				第1子	第2子	第3子	第1子	第2子	第3子
A階層	生活保護法（昭和25年法律第144号）による非保護世帯（単給世帯含む。）又はこれに準ずると市長が認める世帯			25,000	25,000	25,000	0	0	0
B階層	当該年度分の区市町村民税非課税世帯			25,000	25,000	25,000	0	0	0
C階層	当該年度分の区市町村民税の額が均等割の額のみ世帯			65,000	66,000	67,000	35,000	36,000	37,000
D階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層～第5階層	96,500円未満	56,000	62,000	67,000	26,000	32,000	37,000
		第6階層～第11階層	96,500円以上 274,100円未満	36,000	52,000	67,000	6,000	22,000	37,000
E階層	当該年度分の区市町村民税課税世帯のうち、調整後区市町村民税所得割課税額が次の区分に該当する世帯	第1階層～第5階層	274,100円以上 428,300円未満	15,000	41,000	67,000	5,000	11,000	37,000
		第6階層～第10階層	428,300円以上 611,000円未満	10,000	34,000	67,000	5,000	5,000	37,000
		第11階層～第15階層	611,000円以上	5,000	30,000	67,000	5,000	5,000	37,000

◆助成額の切り替えを9月に行います。したがって、令和4年4月分から8月分までは令和3年度の市民税額、令和4年9月分から令和5年3月分までは令和4年度の市民税額で決定します。

◆『助成額【上限額】』と、施設に納入した『基本保育料』を比較し、低い額を助成額とします。『助成額【上限額】』を上回る保育料は自己負担となります。

■市民税所得割額の確認方法

助成額を決める際の市民税額は、住宅借入金等特別控除、配当控除、外国税控除等の税額控除前の税額です。これにより、実際の助成額とは異なる場合がございます。あくまでも目安としてご利用下さい。

○普通徴収の場合(市民税・都民税納税(税額決定)通知書 7 ページ参照)

市民税所得割額 = A

市民税・都民税課税明細書【3】

通知書番号

6. 市民税額と都民税額の内訳

(単位:円)

項目	課税標準額①		市民税の税額控除前所得割額②		都民税の税額控除前所得割額③	
	前回	今回	前回	今回	前回	今回
所得金額						
所得控除等④						
所得割額⑤②-④						
均等割額⑥③-⑤						
年税額⑦⑤+⑥						

■年税額の計算方法
 所得金額 - 所得控除等 = 課税標準額①
 ① × 税率 = 税額控除前所得割額②
 ② - ④ = 所得割額⑤
 ⑤ + 均等割額⑥ = 年税額⑦
 ※所得金額と所得控除額は5ページをご覧ください。

税額控除前所得割額の計①
 税額控除額等④
 所得割額⑤ = ① - ④
 均等割額⑥
 年税額⑦ = ⑤ + ⑥

税額控除額等②の内訳	項目	市民税の税額控除額等		都民税の税額控除額等		所得割額から控除できなかった配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除額	
		前回	今回	前回	今回	前回	今回

見本

7 ページ

○特別徴収の場合(給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更・通知書(納税義務者用)参照)

市民税所得割額 = B

年度 給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額の決定・変更通知書(納税義務者用)

所得	給与収入 給与所得 その他の所得	主たる給与 以外の給与 所得区分	給与総額 (総所得金額)	課税 標準額①	所得 割額②	均等割額③	市民税特別徴収税額④		都民税特別徴収税額⑤		月別額	
							市民税	都民税	市民税	都民税	前月	今月

見本

B

給与所得等に係る市民税・都民税特別徴収税額通知書(納税義務者用)

受給者番号

氏名(納税義務者の1月1日現在の氏名)

住所(納税義務者の1月1日現在の住所)

指定番号

宛先番号

年月日

お問合わせ先 東京都庁建設部 市民税課 電話 03-42-1131(内線)2342-2348
 ※ 特別徴収義務者(給与支払者)及び特別徴収事務二担当者様へ
 この通知書は、納税義務者(給与受給者)用です。中を開けず納税義務者本人にお届けください。